

越谷市書道連盟規約

(名称)

第1条 本連盟は、越谷市書道連盟と称する。

(目的)

第2条 本連盟は書道に関する研究および振興を図り、会員相互の親睦と文化の向上に資することを目的とする。

(事業)

第3条 本連盟は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (イ) 展覧会
- (ロ) 講習会
- (ハ) その他本連盟の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第4条 本連盟の会員は、越谷市に在住もしくは在勤するものとする。但し常任理事会において認めた場合はこの限りではない。

第5条 本連盟の会員は、所定の会費を納入しなければならない。

(入会及び退会)

第6条 本連盟に入会しようとするものは、申込書に所定事項を記入し会費を添えて会長に提出するものとする。

第7条 本連盟の会員として不適当と認めた時は、理事会の決議を経て退会させることができる。退会するときは、退会届を会長に提出するものとする。

(組織)

第8条 本連盟は事務局、他必要に応じ各部を設置することができる。前項の運営については別に定める。

(役員)

第9条 本連盟に次の役員を置く。ただし、任期を完了した会長は本人の希望がある場合は常任理事と同格の扱いとする。

会 長 1 名 副 会 長 若干名 事務局長 1 名 各部長 1 名
常任理事 若干名 理 事 若干名 監 事 2 名

(名誉顧問、常任顧問、顧問、参与)

第9条の2

- (1) 本連盟に名誉顧問、常任顧問、顧問および参与を若干名置くことができる。
- (2) 名誉顧問、常任顧問、顧問、および参与は常任顧問会で決する。
- (3) 常任顧問は会長の諮問に応じる。参与は常任理事と同等とする。また必要に応じ常任理事に選任することができる。

第9条の3

役員は本連盟が実施する諸事業の遂行に積極的に従事すると共に、連盟の秩序を維持し、事業運営の円滑化に尽力し、もって本連盟の発展に寄与するものとする。

(役員の仕事)

第10条

役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は本連盟を代表して会務を総理し、総会を除くすべての会議の議長となる。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- (3) 事務局長は、会長の指示により事務を処理し、業務の円滑なる運営を図るため常に各部との連絡を密にし、各部長と共に別に定める所掌事務に従事する。
- (4) 常任理事は常任理事会に出席し、審議を行い、また会長の特に必要と認めた業務を行うと共に、各部の業務に協力し、本連盟の運営にあたる。
- (5) 理事は理事会に出席し、必要な事項を審議する。
- (6) 監事は会計を監査する。

(役員を選出)

第11条

役員を選出方法は次のとおりとする。

- (1) 会長は常任理事会の議を経て選出し、副会長、事務局長は会長が委嘱する。
- (2) 常任理事は本連盟において実績を有する理事より、会長が常任理事会で推薦する。但し同一社中においては3名までとする。
- (3) 理事は本連盟において実績を有する会員より、常任理事会において推薦する。
- (4) 監事は理事会において、理事以上の者から推薦する。

(名誉顧問、常任顧問、顧問、参加の選出)

第11条の2

本連盟において実績を有する常任理事以上の者から、会長が常任理事会において推薦する。出基準は別に定める。

(役員の仕事)

第12条 役員の仕事は2カ年とする。ただし、再任を妨げない。補欠者の仕事は前任者の残任期間とする。

(役員の仕事)

第13条 役員の仕事はすべて会長が行う。

(会議)

第14条 本連盟の会議は次のとおりとし、会長が召集する。

- (1) 総会
毎年1回開催し、予算の審議、役員の仕事承認、会則の改廃その他運営についての審議を行う。但し必要に応じ臨時に開催することができる。
- (2) 常任理事会
常任理事以上の役員をもって組織し、必要に応じ開催する。
- (3) 理事会
理事以上の役員をもって組織し、必要に応じ開催する。
- (4) 常任顧問会議
常任顧問の者をもって組織し、必要に応じて開催する。

(会計)

第15条 本連盟の経費は資産から生ずる利益、寄付金、会費、前年度よりの繰越金その他の収入で支弁する。

第16条 本連盟の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日で終わる。

第17条 本連盟の予算は総会の決議でこれを定め、決算は年度終了後2カ月以内に会計監査と理事会の承認を得なければならない。

第18条 本連盟の規約の変更および補欠役員を選出は理事会で決議し総会の承認を経るものとする。

第19条 本規約に定めのない事項については、そのつど常任理事会の決議によって決し、理事会の承認を得るものとする。

(附則)

- (1) 本規約は、昭和45年6月28日から施行する。
- (2) " 昭和48年6月29日 "
- (3) " 昭和49年6月23日 "
- (4) " 昭和50年6月15日 "
- (5) " 昭和53年9月3日 "
- (6) " 昭和56年4月1日 "
- (7) " 昭和57年4月1日 "
- (8) " 昭和59年4月1日 "
- (9) " 昭和61年4月1日 "
- (10) " 平成2年4月29日 "
- (11) " 平成6年4月29日 "
- (12) " 平成8年4月29日 "
- (13) " 平成17年6月12日 "
- (14) " 平成24年4月22日 " (常任顧問の創設他)
- (15) " 平成26年10月5日 " (名誉顧問の創設)